



河野 美佐子さん
岐阜県生活学校

この度、世話人として、消費者ネットワーク岐阜へ関わらせて頂くことになりました。岐阜市生活学校の河野美佐子です。女性の社会参加をはかりながら賢い消費者をめざそうと学習だけでなく、運動も色々と展開してきた生活学校ですが、現実、私はどこまで賢くなったのか?と自問している私があります。というのも、社会も環境も情報もどんどん変化し、そのスピードに私達の学習はおいついていないと感じるからです。世話人の方々のお顔ぶれを拝見すると、それぞれ精通しておられる専門分野をお持ちで、ご一緒させて頂く事がすでに勉強でそれだけで大変光栄なことだと思っております。折角頂いた貴重な機会です。私達のメンバーさんへ少しでも新しい情報をお伝えしながら、悪質業者から消費者を守り、一件でも被害が少なくなるようお役に立ちたいと考えております。

募集!

訪問販売お断り!! ステッカー活用自治会募集!!

消費者ネットワーク岐阜では、岐阜県消費者団体等活動支援補助金を活用して「訪問販売お断り!!ステッカー」を作成しました。訪問販売による消費者被害はまだまだ発生しており、その手口もいろいろ巧妙になってきています。特に、昼間に在宅していることの多い高齢者がその被害にあいやすいといわれています。訪問販売については、基本的にきちんと断れば被害にあわないのですが、なかなか「お断りします。」ときっぱり言えない人が多いのが実態です。岐阜県においては、このステッカーが貼ってある家に訪問販売をすることが条例違反等になることはないのですが、訪問者に「ステッカーが貼ってあるでしょう。お帰りください。」と言うことができます。

また、このステッカーは、自治会等の単位で活用いただくと大変効果的です。そのエリアの家にすべてこのステッカーが貼ってあれば、この地域は防犯意識が強いと悪質業者に感じさせることができます。ステッカーは無料で配布し、ステッカーとともに活用法のチラシも差し上げます。申し込みは、自治会等の団体でも個人でも結構です。消費者ネットワーク岐阜までお気軽に申し付けください。団体等で活用いただく場合には、10分間ほどの活用説明にうかがうこともできます。



「消費者ネットワーク岐阜」: 2018年度の会員数:個人会員92名・団体会員15団体

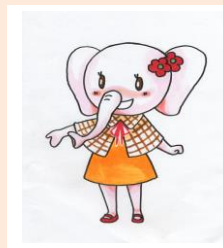
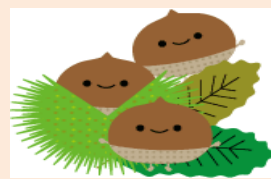
世話人名簿 代表:大藪千穂(岐阜大学教育学部教授)、副代表:御子柴 慎(弁護士)、花井泰子(消費生活相談員)、会計監査:上林美也子(コープぎふ)、事務局長:河原洋之(全岐阜県生活協同組合連合会)、浅川剛志(弁護士)、石田英高(弁護士)、井端敏之(岐阜県労働者福祉協議会)、今尾大祐(弁護士)、臼井俊治(弁護士)、奥田真之(愛知産業大学教授)、小幡麻衣(弁護士)、葛西裕子(消費生活相談員)、金森耕治(司法書士)、金山富士子(岐阜県生活学校)、河野美佐子(岐阜県生活学校)、佐藤圭三(全岐阜県生活協同組合連合会)、小司隆信(司法書士)、鷺見和人(弁護士)、土屋博史(司法書士)、富樫 悠(司法書士)、根本達矢(弁護士)、福田 中(司法書士)、藤井慎哉(弁護士)、堀 雅博(弁護士)、水谷光由(生活協同組合コープぎふ)、村上佑介(弁護士)、山科正太郎(弁護士)

会員募集!!! ~「消費者ネットワーク岐阜」事務局より~

「消費者ネットワーク岐阜」の会員になりませんか。会員には、ネットワークの機関紙が送付され、企画の案内もされます。年会費は、個人1口500円、団体1口1000円です。下記まで住所・氏名をご連絡ください。参加申込書と会費の振込用紙を郵送します。事務局:全岐阜県生協連 電話 058-370-6867 FAX058-370-6860 Eメール hkawahar@tcoop.or.jp, HP: http://cnetgifu.web.fc2.com/

消費者カフェ・ぎふ

第17号 2018. 10. 29



2018年度 消費者教育実践フォーラム in 中濃 を開催します!

日時:2018年12月8日(土)13:30~16:30 (電話:0574-25-4141)
場所:美濃加茂市生涯学習センター 〒505-0041 美濃加茂市太田町3425番地1

「消費者教育実践フォーラム in 中濃」

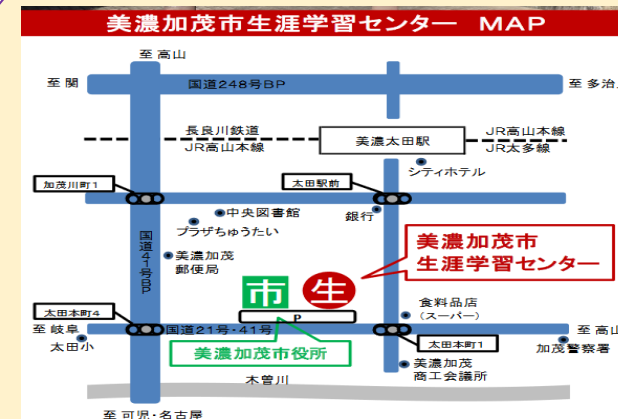
2016年2月23日岐阜市において、文科省・消費者庁・地元実行委員会の共催で「消費者教育実践フォーラム in ぎふ」を開催し好評を博しました。その後、2017年2月21日には「消費者教育実践フォーラム in 東濃」を多治見市で、2017年12月8日には「消費者教育実践フォーラム in 西濃」(文科省 平成29年度「連携・協働による消費者教育推進事業」における消費者教育推進のための実証的共同研究として、「中学校・高校から学ぶ多様な主体による消費者主権教育の実践-家庭科と社会科の融合-」)を大垣市で開催しました。

ただし昨年の「消費者教育実践フォーラム in 西濃」は内容が盛りだくさんすぎ、十分実践報告の時間が確保できなかったため、授業実践報告をゆっくり聞きたいとの要望が多かったことから、本年、再度、中学校家庭科と高等学校社会科の実践報告をしていただきます。是非ご参加ください!

- 13時30分~13時50分 開会挨拶と開催趣旨説明、経過報告
- 13時55分~14時30分 中学校の授業実践報告(家庭科)各務原市立桜丘中学校 横山 真智子氏
「よりよい消費生活をめざして~「考える」消費者~」
- 14時35分~15時10分 高等学校の授業実践報告(社会科)各務原西高等学校 坪内 清次郎氏
「自立した消費者への道」~消費者市民社会の実現に向けて、消費者主権とは何かを考えよう~
- 15時10分~15時20分 休憩
- 15時20分~16時10分 分散会
- 16時10分~16時30分 分散会報告とまとめ

参加無料です。
参加ご希望の方はお電話でお申し込みください! 当日参加も歓迎です!

電話 058-370-6867(全岐阜県生協連)



「消費者ネットワーク岐阜」H.30 年度上半期の活動報告

1. 消費者被害の未然防止・自立した消費者の育成のために！

- (1) 総会記念講演会を5月19日に開催し、山本正行氏に「仮想通貨のしくみと注意事項」について講演して頂きました。
- (2) 岐阜市との協働で「ライフ&マネー事業」に講師派遣をしました。6月30日(梅林中学)、7月12日(長良中学)、9月20日(長森中学)、11月2日(藍川中学)、12月1日(島中学)、今後、岐阜清流中学、青山中学でも実施予定です。

2. 消費者問題に関わる横のつながりの強化のために！

- (1) 月1回のお世話人会を6回開催しました(2018年4月、5月、6月、7月、8月、9月)
- (2) 7月10日 岐阜県弁護士会主催の「消費者問題懇談会」に花井副代表が出席しました。
- (3) 岐阜県大規模小売店舗立地審議委員会委員に、花井副代表が就任しました。
- (4) 7月14日 「消費者市民ネットワークみえ」設立総会のシンポジストとして大藪代表が参加しました。
- (5) 機関紙「消費者カフェ・ぎふ」第9回総会特集号と第17号(本号)を発行しました。
- (6) 9月1日~2日の岐阜市の「消費生活展」に展示ブースで参加しました(右下参照)。

3. 地方行政に提言します！

- (1) 6月1日 岐阜県環境生活部県民生活課と、ハートフルスクエア-Gにおいて懇談会を実施しました。
- (2) 7月25日 岐阜県消費生活安定審議会で、大藪代表が座長をつとめ、花井副代表が参加しました。

本巣市役所との懇談会(2018.8.30)

平成30年8月30日(木)に、本巣市役所において、同市総務部総務課、健康福祉部福祉敬愛課、地域包括支援センターとの懇談会を実施しました。本巣市とは3年前に続き2回目の懇談会ですが、消費者ネットワークの総会などに毎回出席して頂くなど、協力頂いています。本巣市では、消費生活相談員の資格を取得した生活安全対策監を1名配置しています。相談件数は一昨年の37件から年々増加して、今年の上半期で30件以上となっており、特に振り込め詐欺についてが多くあるとのこと。被害防止の活動としては、市内放送での呼びかけや広報誌での注意喚起の他に、総務係主事と共に、年に5回以上市内の自治会において出前講座を実施したり、毎月20件から30件の家庭訪問指導を実施するなど、消費者教育について積極的に活動しています。課題としては、現在は相談員一人体制で対応しているため、人員の追加や他市町村との協力が必要となっています。本巣市は県内2例目の消費者安全確保地域協議会を設立しており、他の市町村に先立って消費者被害防止の体制を整えてきました。元々連携があった総務課、福祉敬愛課、地域包括支援センターと、より密に協力し、今後益々消費者被害防止に取り組んでいくとのこと。貴重な時間を頂きありがとうございました。

平成30年度の岐阜県と市町村の消費生活相談状況

〔図1〕相談件数の推移



①県及び市町村の相談件数は**13,672件**(対前年比 11.3%増)

平成21年度以降**9年間で最多**。

②**架空請求に関する相談**(3,419件)は前年度(1,118件)から約3倍急増。架空請求の手段は**ハガキが急増**(従来はメール)

③**65歳以上の高齢者が契約者の全体の27.5%**を占め増加傾向。高齢者は、訪問販売、電話勧誘販売、訪問買取の割合が大きい。

④若者の相談では、契約者年齢が**19歳から20歳の成人前後で相談件数が2.8倍に急増**。20歳代は「マルチ・マルチまがい」の割合が大きい。

相談は消費者ホットライン 188(イヤヤ)へ!!

岐阜県環境生活部県民生活課との懇談会(2018.6.1)

2018年6月1日(18時~19時)に、ハートフルスクエア-G 研修室30で、環境生活部県民生活課と消費者ネットワーク岐阜世話人の懇談会を実施しました。県民生活課からは、今瀬課長、杉山企画係長、県民生活相談センターの山田係長が、世話人12名が参加しました。挨拶及び参加者の自己紹介後、平成29年度消費者行政アンケート提言の説明を行い、今瀬課長より以下のような回答がありました。

①まだ消費生活相談員の窓口配置が月に1日とか2日という市町村もあるので、時間をかけてでも日数を増やしていただけるようお願いしていく。県も資格をもった相談員の紹介ができるようにする。

②地方消費者行政推進交付金の削減の影響についてもヒアリング等を行っていく。また、消費生活安全法による地域協議会の設置にむけても個別セールスを行っていく。

③交付金の減少の中でも、県は人材育成の予算は減らさなかった。県の相談員の活用も含め、県内の相談員の育成、資格取得者の確保を行っていく。

短時間でしたが有意義な懇談を終了しました。



岐阜市の「消費生活展」に参加しました！

9月1日(土)と2日(日)、岐阜市消費生活センターが主催する「消費生活展」が、岐阜市正木のマーサ21で開催されました。

「消費生活展」は、悪徳商法や二重電話詐欺に騙されないようにしたり、環境にやさしい暮らし方などの紹介をテーマに、毎年開催されている催しです。消費者ネットワーク岐阜も協力団体として毎年ブース出展しています。今年も、パネル展示や、クーリング・オフや未成年者の契約に関わる消費者クイズを行いました。

消費者クイズには、小さなお子さんを連れた家族から高齢の方まで、およそ200の方に立ち寄りいただきました。景品として用意した「COOP ミックスキャロット」や岐阜市消費生活センター提供の定規は終了時刻前に見事“完売”となりました。

また、「お断りします!うちわ」や「訪問販売お断り!!ステッカー」、も好評で、消費者ネットワーク岐阜のチラシやリーフレットも配布して、消費ネットワーク岐阜の活動を紹介しました。

来場者から、「近ごろ、勧誘の電話やディレクトメールが多くて…」「うかつに電話にも出られなくてイヤですね」など、いろいろな話も聞け、多くの方が消費者被害や契約のトラブルについて不安を感じていることを感じた一日でした。



赤い○が正解。お店で買った時に、クーリングオフは使えないよ!

